



2021-22 年度
福山西ロータリークラブ

例会情報

第 1476 回 (24)

会 長 能 登 伸 一
幹 事 河 村 直 孝

クラブ会長テーマ：「ロータリーに参加して自分も人も豊かにしよう！」

日 時 2022 年 1 月 25 日 (火) 12:30 ~
場 所 福山ニューキャッスルホテル
例会行事 点 鐘 ・ ソング 「 楽しい火曜日 」
ゲスト・ビジターの紹介 (出席報告参照)
「四つのテスト」唱和

例会情報 会長報告
幹事報告
出席報告
S A A 報告
スマイル報告
プログラム情報
その他報告

その他情報 メークアップ情報 (来週分)
メークアップ情報 (再来週分)
今後の行事予定
クラブ活動報告



【 会 長 報 告 】

皆さん、こんにちは。

今日もコロナまん延防止措置適応下での例会となります。お一人おひとりがご意見をもっ
ていらっしゃることは承知しております。それを踏まえてのこの例会の形です。どうかご理
解を頂けますようによろしくお願い致します。

今日の例会は職業奉仕委員会さんの企画で、松井さん、瀬尾さんが、税理士さん、弁護士
さんというお立場から「職業奉仕」についてお話をしてくださいます。どうぞよろしくお願
い致します。先だって1月18日にも、勝岡委員長がロータリーの発行物に掲載された記事
を引用され、職業奉仕の本質についてホームページの会員専用コーナー（広報委員会注：会員
専用ページではなく一般用ページになります）に寄稿されています。そして以前8月に、勝岡さ
んが4つのテストの由来を教えて下さっています。職業は利潤を追求するものだが、相手に
満足してもらい、自分も納得し、社会からも納得してもらえるような労務の提供を心掛ける
ことが大切だということです。

私も、ロータリーの職業奉仕の考え方は素晴らしいと思いますし、どんな時もこの本質を
忘れず実践し続けることが、会社が維持し発展していく条件であるのではないかと考えてい
ます。

今日もよろしくお願い致します。

【 幹 事 報 告 】

No.	内 容
1	第 2710 地区事務局より ・2024-25 年度 ガバナー候補者推薦について
2	グリーンラインを愛する会より ・会報
3	
4	

【 プログラム情報 】

《 職業奉仕委員会 会員卓話 》

❖ 松井 宣久 さん（ 税理士 ）



私の職業は税理士です。

私は、税理士事務所を開業して36年が過ぎました。算盤で手書きの時代から、電子計算機で申告書を作成する時代になりつつある時でした。会計事務所専用のソフト会社が何社ありましたが、私はTKCを選択し、TKC全国会に開業と同時に入会しました。

TKC全国会は、わが国の職業会計人の職域防衛と運命打開とを目的として開発された「TKCシステム」を活用する職業会計人が、その事務所の業務水準の向上と中小企業の育成並びに存続発展を祈願して結成した『血縁的集団』であります。ロータリーは友人の集まりですが、TKCは『血縁的集団です』『自利利他』を实践する、血縁のある親子のような関係性を目指し、お互い助け合って共に勉強し、いつでも相談できるようなグループを目指し結成された集団です。

TKC全国会の創設者は公認会計士の飯塚毅氏であります。

その飯塚毅氏は次のように述べられています。大乘仏教の経論（きょうろん）には、「自利利他」の語が実に頻りに登場する。解釈にも諸説がある。その中で最澄伝教大師の「自利とは利他をいう」と解するのが最も正しいと信ずる。「自利とは利他をいう」とは「利他」のまっただ中で「自利」を覚知すること、すなわち他の説のごとく「自利と利他」といった並立の関係ではない。世のため人のため、つまり会計人なら、職員や関与先、社会のために精進努力の生活に徹すること、それがそのまま「自利」すなわち本当の自分の喜びであり幸福なのだ。そのような心境に立ち至り、かかる本物の人物となって社会と大衆に奉仕することができれば、人は心からの生き甲斐を感じるはずである。と述べられています。

『自利利他』の第一歩は、未熟でも誰かの力になりたいと強く願うことです。

「新しい情報を常に仕入れ、それを消化し、節税は当然のこととして、関与先企業が存

続・発展できるよう適確なアドバイスができるよう、日々精進努力しなさい」ということだと思っています。そうすれば、自分自身も生き甲斐を感じることができ、事務所の発展にもつながるということだと思って、それを頭の片隅において、日々仕事をしているわけでありませう。

20年ぐらい前に、同じTKC全国会の会員の岡部さんの紹介で、このロータリークラブに入会しました。ロータリーとは何か・・・一言でいえば「ロータリーは職業倫理の提唱団体」と教えられました。他の団体と差別化するキーポイントであります。

シェルドンの奉仕理念は、継続的な事業の発展を得るためには、自分の儲けを優先するのではなく、「高い品質、適正な価格」「高度な専門知識」「豊富な品揃え」などで自分の職業を通じて社会に貢献するという意図をもって事業を営み、さらに良好な労働環境を提供するのは資本家の責務であると考え、資本家が利益を独占するのではなくて、従業員や取引に関係する人たちと適正に再配分することが継続的に利益を得る方法だと考えました。結果としてのProfitは「仲間からの尊敬」「自尊心の満足」といった精神的な充実感と、顧客の信頼を得ることによる「物質的・金銭的な利益」の両面を意味している、と勉強しました。私がロータリーに入会したころ、ロータリー会員の会社は倒産しないとされていたが、それが所以（ゆえん）だと思ひます。

ロータリーの職業奉仕の理念について勉強してみると、「何と！TKC全国会の理念と完全に一致するではないか」と感じたわけでありませう。ただ、理念は素晴らしいけど、実行できるか、実行する気があるかが問題であります。

飯塚毅氏は、講演会で、こうも言われていました。

発展していない会計事務所の所長に共通する特徴は、発想が常に自分中心的であることだです。言い換えれば、その人間性が余りにも小人物であることだです。人物の大小は、利己心の強弱に反比例する。自己中心の発想から、関与先中心の発想への転換だです。それは、利他に徹することが、即ち自利なのだ、との人間の真の生きざまに通ずることだと思ひます。中心を関与先において万事を眺めてみますと、あなたの事務所が常に関与先に対して、欲求不満の種を与え続けていることに気が付いて、愕然とするはずだです、この発想の切り換えをやると、間違いなく、事務所は大発展の道を歩き始めます。疑わずに、やってみてください。と言われました

皆さんはまだ若いので、ロータリーの職業奉仕理念を勉強して、つぶれない会社を作っただけだきたいと願っています。生き甲斐を感じながら職業奉仕を実践していただきたいと思ひます。

以上

❖ 瀬尾 義裕 さん（弁護士）



1 本来の業務

本日お話をさせて頂く内容は、弁護士業務の視点から考えた職業奉仕です。ロータリーが標榜する職業奉仕とは若干異なるかもしれませんが、私自身が職業奉仕を十分に理解できていない部分がありますので、お許し下さい。

まず、弁護士業務とは何かについて考えてみましたが、「司法国家→法的手続→権利実現の支援」というプロセスに関与する立場にありますので、結局、弁護士業務とは、みなさまの権利実現を支援する業務等ことになると思います。

そこで、権利実現を支援する法律職という視点から、職業奉仕を考えていきたいと思っています。

2 通常業務における職業奉仕

今回、弁護士業務について、「通常業務における職業奉仕」と「特別業務としての職業奉仕」に整理してみました。前者は原則として所定の報酬を頂く業務で、後者は所定の報酬とは異なる費用（無償を含む）で対応する業務という視点で分類です。勿論全てを一律に区分することは出来ませんので、この区分は参考程度にご理解下さい。

前者の業務としては、配偶者間暴力、つまり男女間のDV事件に対応するための保護命令が典型的な例になります。被害者に対する連絡や接触を禁止する保護命令を裁判所から得る業務です。

また、高齢者の方に対する財産管理業務の提供として、後見人業務も挙げられます。認知症などでご自身の財産を十分管理できなくなった場合に、弁護士が成年後見人に就任し、ご本人が亡くなるまでの財産管理を支援する業務になります。

さらに、関連して、相続人がおられないで亡くなった場合などの相続財産管理人という業務もあります。これは、相続人が無い状態で亡くなった後、相続財産管理人として残された財産を清算し、最終的に国庫に納付するという業務になります。

3 特別業務としての職業奉仕

次に、「特別業務としての職業奉仕」としては、主に以下に列挙した業務が挙げられます。

特に、弁護士会内部において活動している各種委員会は、月に1回程度の委員会を開催していますが、各弁護士は原則として複数の委員会に所属していますので、毎月、相当日数（相当時間）を委員会活動に充てて活動していることとなります。この委員会活動は多様なもので、社会生活の中で自身の権利を不当に害されているという事案（例：村八分）に対して調査や勧告を行ったり、消費者被害（例：原野奇法）の発生に対する啓蒙活動や自治体との連携業務を行ったりしています。また、刑事事件手続においては、警察署の留置場などで「法令違反」が行われていないかなど、適正な手続の維持向上に向けた活動も行っています。

- 弁護士会の委員会
人権擁護委員会、消費者委員会、刑事弁護委員会、こども権利委員会
- 各種無料法律相談
- 家事調停協会
- 弁護団活動
- 後見人
- 国選辩护人
- 法テラスの取扱
- 地方自治体の委員会

4 課題

このように、弁護士は、日常的な業務において多様な職業奉仕的活動を行っていますが、昨今問題となっているのは「無償又はこれに準じる業務」の過負担です。勿論、先ほど述べました各活動は社会的意義を持っていると考えているのですが、各弁護士は民間の事業者には過ぎませんので、適切な対価を頂く通常業務における職業奉仕と異なり、特別業務の割合が過度に増える場合には、事業所としての継続性に影響が出かねないという問題です。また、奉仕意識の高い弁護士に負担が集中するという問題もあります。

このような職業奉仕活動、また奉仕活動に対する意識は、弁護士会の先輩方から連綿と受け継がれてきたものですので、私たちの世代で無くしてしまうことなく、次世代に引き継ぎ、維持し続けることが重要であると考えています。

本日はありがとうございました。

❖ 細井 資伸さん（不動産鑑定士 / 調停委員）



現在私は、福山の簡易裁判所の民事調停委員を約29年間と、福山家庭裁判所の家事調停委員を約25年間しています。調停とはなんぞや？について少し話を致します。

調停とは裁判のように勝ち負けを決めるのではなく、話し合いによりお互いが合意することで紛争の解決をする手続きです。調停では解決のための提案はしますが、こうしなさいということは言いませんので、紛争の解決が出来ないことも有り、その時は訴訟になり瀬尾さんの出番となります。（調停の段階で弁護士さんが代理人として付いておられる事も多いです。）

調停には民事調停と家事調停があります。民事調停とは金銭の貸し借りや、交通事故、境界の争いなどを扱います。家事調停は離婚や遺産分割事件があります。私は、民事については担当する分野を限定していませんが、家事調停では離婚調停は何時自分の身に降りかかってくるかもしれないので離婚調停をしていません。調停は遺産分割事件のみを担当しています。

調停のメリットとしては、

1. 手続きが簡単
2. 費用が安い。申し立ての金額にもよりますが、1万円未満が多いようです。
3. 解決までの期間が短いという点があります。

デメリットは、はっきり決着が付かない事があります。

福山の調停協会は二つあり有りますが、調停委員の数は民事調停協会が20名程度、家事調停協会は50名程度で、家事調停委員の数は女性の調停委員が半分以上を占めているようです。民事調停委員の多いときは55名ぐらいいました。例のサラ金の調停の多い時期でした。その後サラ金調停はほとんどなくなり、民事調停事件は右肩下がりの状況です。一方、家事調停事件は右肩上がりで増えてきています。家庭内の紛争が多くなったということなのでしょうかね。離婚調停では、女性が別れると一度言ったら主張を曲げないようです。男が別れたくないと行ってしがみつくようです。（かっこわるー）

調停委員になった当初は、調停委員での飲み会は全て出ることを目標にしていました。

飲みたいのもありましたが、やはりいろんな方の話を聞きたいと思っていました。調停委員になって少し経った頃、不動産鑑定士としての経験を調停で生かし、社会貢献するのもロータリーの社会奉仕と同じで、良いかなと思うようになり今日まで続けています。

訴訟においては、原告、被告という表現をしますが、調停では申立人、相手側という表現をします。云い方として少し柔らかくなっています。また、20年ぐらい前は調停の部屋で座る席は調停委員が奥側で、窓を背にして座って、テレビでよく見る警察の取り調べを受けている感じがしていましたが、近年は調停委員が左手に窓を見る位置に座り、調停をされる人は右手に窓を見る位置に座るようになりました。また調停をする部屋のテーブルは、長方形の四角張ったものから角の取れたやや楕円形なテーブルに変更して、仁鶴の「まあーるく納めませ」という感じでよりマイルドにしています。裁判所も国民に好かれ、開かれた裁判所を目指し色々考えたのでしょね。

調停で学んだこと

家事調停で遺産分割をしていると、自分への配分が少ないとか、相手が遺産を隠しているといった事が原因で調停になることが多いようです。

たとえば相続人は兄弟2人としますと、弟は若い頃から都会に出て働いて、お盆と正月に帰ってくれば良い方で親の面倒は看ません。一方、兄は地元福山に残り両親と同居し、兄嫁さんは舅、姑との間で人に言えない苦勞をしながら過ごし、義父、義母の世話を亡くなるまで介護するという事は多いのです。その後、義父、義母の相続が発生します。弟は相続については、「法定相続分で良いよ」といけしゃあしゃあと言うことが良くあります。親の面倒をほとんど看ないでも主張はします。兄嫁さんには相続権は有りませんが、嫁として義父等の介護をしたのに何も報われないのかと言う気持ちが強く、旦那の後ろから糸をひくことが良くあり、紛争が勃発します。

こんな時に、弟が「僕は都会にいて両親のことを看てあげられなかったけど、義姉さんは両親の事を良く看て下さり有り難うございました。ついては、私の相続分も少なくして貰って構いません。」といえればそれ以降も兄弟の仲は良く、何時までも楽しく過ごしたのでは、と日本むかし話のようになるのですが、なかなかそういう人物は調停に出てくることは有りません。一方、親の財産を管理している兄は、貯金通帳等の財産を包み隠さず全てを出すことが重要です。「ほかにも財産が有るだろうと」言われてから出しても信頼関係はすでに破戒していますし、調停も長引きます。

遺産分割の時に、兄が次のように言ったらどうでしょう。「僕は両親と最後まで一緒にいることが出来て幸せでした。弟はそれが出来なくて本当に残念な思いをさせてしまった。僕は、遺産分割に当たっては法定相続分よりも少なく相続するようにしようと思う。」と言ったら、弟がそうですか、じゃあ私がたくさん頂きましょうと言ったら意地悪いさんになってしまいますが、良心のある人はその様にはならず、「いやいや、兄にも義姉さんにも父母の介護については最後までお世話になりましたので、僕の相続分は少なくても構いません、その分義姉さん差し上げてください」となり、その後義姉さんの義弟を見る目がころりと変わり、遺産分割はめでたしめでたしとなります。

遺産分割の時には、法定相続分よりも少なく相続することを提案するのが家庭円満の否決です。(遺産は自分がためたものではありません)



BGM 🎵
石川真吾さん
中島美嘉さん



【その他報告】

《各種表彰等》

・誕生日



1月30日 塩川 裕樹 さん

・皆出席



連続皆出席 31年 平田 恭彬 さん、皆出席通算 20年 藤井 英勝 さん